

# 令和5年度第2回庁議 会議録

[日 時] 令和5年4月28日（金）15時00分～15時50分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)
  - (2) 令和5年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)
- 3 協議事項  
(なし)
- 4 連絡事項  
(なし)
- 5 その他

## 1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるが、臨時市議会を5月8日に招集告示、5月15日に招集する。また、引き続き6月議会も始まるので、遺漏のない対応をよろしく願います。

本日は、「臨時議会提出議案について」関係部局から説明をしていただいた後、「令和5年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について」事前にいただいた資料をもとに質疑をさせていただきます。なお、今年度も庁議において、各部局の重要事業及び懸案事項の進捗を報告していただきたいと考えている。

その後、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、17時00分に終了することを目標とする。

## 2 議題

- (1) 臨時議会提出議案について (関係部局)

市長	それでは、議事に入る。 まず、「臨時議会提出議案」について、総務部、福祉部、上下水道局、企画部、建設部の順番で説明をお願いします。
----	--

総務部長

総務部から、報告 2 件及び追加提出予定の人事議案 6 件について説明する。

まず、議案書の 3 ページから 4 ページ、報告第 4 号、「放棄した債権の報告」については、債務者 1 人に対して回収不能となった土地建物貸付料の未収債権で、162万173円について、「新居浜市債権管理条例」に規定する要件に該当したため、本年 3 月 31 日をもって当該債権の放棄を行ったことから、同条例の規定により報告するものである。

次に、議案書の 9 ページから 18 ページ、報告第 7 号「専決処分した事件の承認」については、令和 5 年度税制改正による「地方税法」等の一部改正に伴い、第 1 条で「新居浜市税賦課徴収条例」を、第 2 条で「新居浜市都市計画税条例」を、それぞれ一部改正する条例の制定について専決処分したことから、これを報告し、承認を求めるものである。主な改正内容としては、個人市民税では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和 6 年度から森林環境税が導入されることに伴う措置、及び給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化など、軽自動車税関係では、環境性能割の税率区分の見直し、グリーン化特例の延長、燃費・排ガス不正行為への対応など、固定資産税では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設など、都市計画税では、地方税法一部改正に伴う条文整備など、以上のことについて、それぞれ特例措置を講じ、若しくはその期限を延長し、又は制度を新設するなどの改正を行ったものである。なお、この条例は、一部の改正規定を除き、4 月 1 日から施行している。

次に、追加提出予定の人事議案については、目次の欄外に記載しているが、(1)「新居浜港務局委員会の委員」から(3)「瀬戸内運輸株式会社取締役」までの 3 件については、委員の辞任及び任期満了、また、(4)「新居浜港務局委員会委員」から(6)「新居浜市消防委員会の委員」までの 3 件については、市議会議員の委員の辞任及び任期満了に伴い、それぞれ新たな委員の任命等について議会の同意を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは、報告第 5 号及び報告第 8 号の 2 件について説明する。

まず、議案書5ページ、6ページ、報告第5号、「放棄した債権の報告」については、ひとり親家庭医療費返還金債権の未収金のうち、回収不能であり時効期間が満了した債権者1人、合計2万2,902円について、新居浜市債権管理条例第19条第1項第1項第1号の要件に該当するため、令和5年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。当該債権は、事実婚によりひとり親家庭医療費の受給資格が喪失したにもかかわらず、債権者及び児童が医療機関を受診したことにより、その返還金として発生した債権である。債務者は、平成22年に県外へ転出しており、担当課において債権回収に努めたが、納付に至らないまま消滅時効期間が満了しており、これ以上請求しても時効の援用が見込まれることから、新居浜市債権管理委員会での審議を経て、債権の放棄をしたものである。

次に、議案書19ページから21ページ、報告第8号、「専決処分した事件の承認」についてで、本件は、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてである。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日から施行されたこと等に伴い、条例の一部を改正したもので、改正の内容としては、まず、国民健康保険料の賦課限度額の引き上げについて、第11条の9に規定している後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものである。医療分、介護納付金分の賦課限度額の変更はない。次に、軽減措置に係る軽減判定所得の見直しについて、第16条第1項第2号に規定している5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、28万5,000円から29万円に、また、第16条第1項第3号に規定している2割軽減について、被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものである。また、特例対象被保険者の保険料の軽減の届出に用いる書類について、第20条の2第2項に規定している雇用保険受給資格者証に雇用保険受給資格通知を追加するものである。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の第11条の9及び第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用することとしている。

上下水道局長

上下水道局からは、報告1件について説明する。

議案書の7ページ、8ページ、報告第6号「放棄した債権の報告」については、水道料金債権の未収金のうち、居所不明、債務者死亡などの理由から回収不能となり、時効期間の満了となった債務者 延べ106人、合計50万5,414円について、「新居浜市債権管理条例」第19条第1項第1号により、令和5年3月31日をもって債権の放棄を行ったので、同条第2項の規定により報告するものである。担当課において、給水停止予告や訪問による集金など債権回収に努めたが、債務者の無届退去による所在不明、経営不振による会社倒産などのため回収不能となり、消滅時効期間が経過したものについて、債権管理条例に基づき、新居浜市債権管理委員会での審議を経て、債権の放棄をしたものである。主な内訳としては、居所不明が91件、債務者死亡12件、その他3件などとなっている。

企画部長

企画部からは、報告3件について説明する。

まず、報告第9号、「専決処分した事件の承認」については、「令和4年度一般会計補正予算（第9号）」を3月31日付けで専決処分したもので、歳出歳入ともに、3億5,186万2千円を追加し、補正後の予算総額を555億5,680万1千円とするものである。歳入については、第7款、地方消費税交付金及び第11款、地方交付税については、交付額が確定したため、それぞれ1億8,627万1千円及び6,031万1千円を追加するものである。第18款、寄附金、第21款、諸収入及び第22款、市債については、決算見込みに基づき、それぞれ100万円、1億2,798万円及び6,070万円を追加するものである。第19款、繰入金については、同じく決算見込みに基づき、8,440万円を減額するものである。次に、歳出については、第2款、総務費、「広域市町圏費」については、事業の未執行により、1,078万1千円を減額するものである。また、歳入歳出決算見込額の剰余分を公共施設整備基金、減債基金及び財政調整基金に積み立てるため、基金積立金を2億9,937万8千円追加するものである。第3款、民生費については、国民健康保険料の決算見込みによる減収が見込まれるため、国民健康保険事業特別会計繰出金、4,000万円を追加するものである。また、「障がい者支援施設整備事業」については、申請していた国庫補助金の不採択により、2,375万5千円を減額するものである。また、「障がい者自立

支援給付費」については、過年度分の国庫支出金を返還するため、1,302万円を追加するものである。そのほか、第4款、衛生費については環境保全基金に、第6款、農林水産業費については森林環境譲与税基金に、第7款、商工費についてはものづくり産業振興基金に、それぞれ表のとおり積立金を計上するものである。

次に、繰越明許費については、「総合福祉センター整備事業」及び「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費」をそれぞれ追加するものである。また、地方債については、「社会資本整備事業」、「防災対策事業」、「過疎対策事業」及び「社会福祉施設整備事業」の限度額を表のとおり変更するものである。

次に、報告第10号「専決処分した事件の承認」については、「令和4年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を3月31日付で専決処分したものである。歳入については、第1款、国民健康保険料については、決算見込みによる減収が見込まれるため、4,000万円を減額し、それに伴い、第5款、繰入金について、4,000万円を追加するものである。

次に、報告第12号、「専決処分した事件の承認」については、「令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）」を4月14日付けで専決処分したもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、価格高騰重点支援給付金支給事業費、子育て世帯生活支援特別給付金事業費のほか、学校給食支援事業費などについて予算措置するもので、9億5,975万7千円の追加となっている。なお、補正内容については、令和5年度4月補正予算（第1号）の概要のとおりである。

建設部長

建設部からは、報告第11号、「専決処分の報告」について説明する。

本件は、議案書24ページ、25ページ、「損害賠償の額の決定について」で、令和4年12月11日午後6時35分頃、市道東田光明寺線と市道東田国領線との交差点、東田二丁目甲1631番1地先路上において、強風により倒れたカーブミラーが、右折のため停車していた軽自動車に接触し、車両を損傷した事故に係る損害賠償額の決定について、令和5年4月6日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市有物件災害共済会の査定により、相手方車両の修理に要する費用、34万9,646円と決定したものである。

	<p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市有物件災害共済会から支払われている。今後においても、危険箇所の早期発見、早期対応に努めるとともに、より一層、市道の適正な維持管理に努める。</p>
--	---

(2) 令和5年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

市長	<p>次に、「令和5年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について」、前回の庁議での協議を踏まえ、今年度の重要事業等を見直し、KPI等の目標を加えた「重要事業及び懸案事項等進捗状況報告書」を各部局に事前に入力していただいている。今回は、この資料を基に、私と副市長から気になった点について、質問させていただく。</p> <p>まず、企画部について何か無いか。</p>
原副市長	<p>7の「旧端出場水力発電所を核とした近代化産業遺産群の面的活用」で、他の別子銅山関連施設を巡る観光ツアーの造成を令和6年2月までにとあるが、これは誰が造成するのか。</p>
企画部長	<p>最終的には、経済部かマイントピア別子で旅行商品にできればと考えており、それを一緒に別子銅山文化遺産課で取り組むというイメージである。</p>
原副市長	<p>よろしく願います。</p>
市長	<p>確認だが、4番の財政課の「健全財政の維持」では、財政計画を作ってもらえるということで良いのか。</p>
企画部長	<p>今後作る予定にしている。</p>
市長	<p>重要事業とは別に、政策推進室には「大規模公共施設整備の計画推進」以外の業務として、新規施策の提言をお願いしたい。政策推進室で取りまとめて、総合政策課も入って、ぜひ提言をしていただきたい。</p>
企画部長	<p>すでに政策推進室の目標管理で「新規施策の提案」を挙げているので、進めていく。</p>

市長	他に無ければ、文化スポーツ局について何か意見は無いか。
原副市長	「総合運動公園の実現に向けた調査・検討」の2番の事前調査に関する検討・準備と3番の東雲競技場の整備方針については、具体的にどのような内容を考えているのか。
文化スポーツ局長	<p>まず、各種課題解消に向けた課題内容の確認としては、都市計画決定に関する確認事項や、土砂災害の特別警戒レッドゾーン、イエローゾーンの確認協議、鉄塔送電線の確認協議で、それらに関する各種調査としては、建設計画、測量調査、地質調査、環境調査などの実施手順、見積もりの取得、予算要望などを考えている。</p> <p>3番の陸上競技場については、公認期間が満了するので、4種の競技場公認継続のための取組を行う。陸上競技場は、走路のウレタンが、全面的に傷みが激しく、これまでは部分工事を行ってきたが、全面交換が必要である。</p>
原副市長	2番について、予算を伴うような内容かということが疑問だったので確認した。東雲競技場については、国領川緑地の再整備のときに交付金を使って改修をしたが、今後やるとしたら、おそらく一般財源ベースでないとできないと思う。そのため、整備を実施するかどうかというのを今年度、早い段階で企画部と相談していただくようお願いする。
市長	<p>(総務部、福祉部については、質疑なし)</p> <p>次に、こども局について、何か意見は無いか。</p>
原副市長	「子育て支援体制の整備と施策の推進」の項目で、こども家庭センターの設置・運用開始を来年4月に目指すということだが、先ほどの企画部との関連もあろうかと思うが、今の時点で設置場所について想定しているのか。
こども局長	体制として、職員の増員が必要になるので、現在の子育て支援課のスペースでは狭過ぎて無理である。保健センターと協力して、どこか適当な場所がないか探している状況であるため、現時点で

	は場所のめどは立っていない。
原副市長	その辺りも含めて、政策推進室とよく協議を進めていただきたいと思う。
市長	他に無いか。 (環境エネルギー局については、質疑なし) 無ければ、次に経済部について何か無いか。
原副市長	1番の「企業誘致及び留置の推進」について、既に取り組んでいる事業だと思うが、特に留置となると、やはり住友各社の事業に対しての措置が大きいのではないかと。住友各社が何か新たな事業を実施しようとした際、例えば電池工場や化学の実証プラントなどで課題があれば、それを察知して解決に向けて経済部に積極的に動いていただくことが大きな留置策になると思うので、よろしく願います。
市長	「人材確保の推進」のKPIで、高校生の市内企業就職率というものは分かるが、機械産業組合員企業の従業員数適正率とはどういうものか。
経済部長	適正率というのは充足率で置き換えていただいて構わない。これは機械産業協同組合が独自に調査をしているもので、それを長期スパンでの1つの目安にしようということを入れてる。
市長	以前もお願いしたが、今年度、就職した人は、どういう人がどこから来ているか、という調査は実施していないのか。
経済部長	まだ実施していない。機械産業も6月頃からアンケート調査を始めるようなので、そのあたりと連携するように考えている。
市長	その結果を見て、今後の取組を検討していきたい。 別子山の地域おこし協力隊員。「きめ細やかな隊員支援」とあり、支所職員がマンツーマンで対応するということだが、本庁で担当している者はいるのか。それとも部長が担当するのか。



経済部長	別子山支所長に対して私が指示する。
市長	<p>逐次報告を入れてもらいたい。大島の協力隊員についても2人目の募集に対する応募があったと聞いたが、慎重に決定するようにお願いします。</p> <p>(建設部、議会事務局、上下水道局、教育委員会事務局については質疑なし)</p> <p>次に、消防本部について、何か意見は無いか。</p>
原副市長	細かいことになるが、「警防体制の充実」で南消防庁舎の新築移転の整備スケジュールの中で「次年度以降取り組むべき事項について検討する」という内容が12月に設定されている。予算要望もあると思うので、もう少し早めから動いた方が良いと思う。
消防長	検討する。
市長	<p>出納室については、前回無かったものを追加して入れていただいているが、手数料の関係については、情報把握に努めていただきたい。</p> <p>次に、農業委員会事務局について、農振農用地に関しては項目には入れないのか。</p>
経済部長	手続きは経済部が担当するが、項目の中にはあえて入れていない。
市長	<p>入れてなくても構わないが、早急に取りかかってほしい。</p> <p>次に、港務局について何か意見は無いか。</p>
原副市長	他部局にも関連するが、港務局は今年度2名職員を減らしている。人員を減らすのは大変厳しいことだが、これは港の経営という視点で考えた場合、歳出の抑制と歳入の増を図ろうということで実施した。歳出の抑制でいうと、私が見ている中で、委託料がかなり高いと感じていて、そこを詰めると、例えばクレーンの点検費が安くなったりした。先日から話があるように、今年度、指定管理についての検討があるかと思うが、各部局、本当に適正な価格かどうかというのを含めて、検討してほしいと思う。

<p>市長</p>	<p>それと歳入の増については、今年度、企画部で手数料を見直すようなので、各部局で歳出と歳入についてよく考えて取り組んでいただきたい。</p> <p>他に無ければ、選挙管理委員会事務局に移る。</p> <p>投票率の向上について、今後はどのような手段を考えているのか。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長（総務 課長）</p>	<p>期日前投票所を商業施設に増設するための準備を進める。投票できる場所を増やすことで、投票率がアップするよう、取り組む予定である。</p>
<p>市長</p>	<p>対策を検討し、早急に実施するようにお願いします。</p> <p>また、先ほど言い忘れたが、市民環境部に「支所機能の見直し」という項目があったかと思うが、この項目については、窓口業務の改善や、業務のデジタル化等に向けた検討が今後必要となる。市民課だけでなく、課税課、デジタル戦略課、出納室等をはじめ、全庁的に協力して取り組んでいただきたいと思うので、各部局長には協力をお願いします。</p> <p>重要事業及び懸案事項の進捗状況報告については、四半期を目途に報告をお願いする予定だが、これに限らず、他の事業も含め、常にスピード感を意識して、進捗管理を行っていただきたいので、よろしくお願いします。</p>

3 協議事項  
(なし)

4 連絡事項  
(なし)

5 その他

<p>市長</p>	<p>その他、連絡事項は無いか。</p>
<p>教育委員会事務 局長</p>	<p>例年依頼しているが、新居浜ユネスコ協会の入会について、担当課から連絡させていただくので、協力をお願いします。</p>

市長	他に無いか。
福祉部長	<p>ねんりんピックについてだが、総務部を中心に各部、各課に協力いただき、大分人選が決まった段階である。相談させていただいた部、課、協力いただく部、課の皆さんには、大変お世話になっており感謝申し上げます。なお、体制としては、応援勤務、兼務、経験者としてのアドバイザー的な役割など、様々な形で協力いただけていることになっているが、今後の進捗によっては、さらなるお願いをすることもあろうかと思うので、その際には改めて相談したいので、よろしく願います。</p>
市長	他に無いか。
企画部長	<p>記者会見について連絡する。現在、定例記者会見や月例記者会見など、月に1回記者会見をしており、こちらからも気付いた案件は提出をお願いしているが、なかなか情報を提出しただけではない。せつかく記者の方に集まってもらっているのに、結局イベントのお知らせしかないような状況が続いている。</p> <p>毎月調査があると思うので、部局長の皆さんには、依頼が来たときには必ず、記者会見で報道発表した方が良い案件の有無について、確認していただきたい。</p>
市長	<p>イオンモール新居浜での子育て支援施設の開設には、各社来ていた。報道してもらおうと思うのであれば、ありふれたものには来ない。そういった点も含め、資料提供や記者会見事項等は検討をしていただきたい。</p> <p>また、マスコミから取材があった場合は積極的に対応してもらいたい。</p> <p>他になければ、もう1点。同じくイオンモール新居浜の話になるが、先日もお知らせしたように、市情報発信ブースが開設されている。</p> <p>現状はパンフレットが並んでいるだけだが、市内の施設なので、土産品を展示することも必要かもしれない。</p> <p>テーマを決めた相談コーナー、内容は一般的な市民相談でも、子育てに特化した相談でも良い。実施するなら土日になると思うが、何かそういうことができれば、有効活用できると思う。</p>

	<p>素晴らしい場所なので、ブースの活用方法について、シティプロモーション推進課に提案をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p>
<p>経済部長</p>	<p>展示の土産品というのは、サンプルを展示して紹介するようなイメージか。</p>
<p>市長</p>	<p>サンプルもありだと思うが、例えば、「ものづくりのまち」として機械のものの展示もいいかもしれない。内容も常時変えていかなければならないと思う。</p> <p>もちろん大変だと思うが、もう少し見てもらえるような、そういう場所にしてもらいたい。</p>
<p>経済部長</p>	<p>検討する。</p>
<p>市長</p>	<p>他に無ければ、以上で令和5年度第2回庁議を終わる。</p>